

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第八十九条の規定により、当該通知の内容を下北山村役場に掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告します。

平成三十年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 所在の不分明な者の氏名

西村禮門

福本善巳

東楠樹

二 通知の要旨

1 平成三十年三月奈良県告示第四百七十八号に係る保安林の指定施業要件について、平成三十年農林水産省告示第九百十一号をもって変更されたので、森林法第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により通知する。

2 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所、指定の目的及び変更後の指定施業要件については、平成三十年三月奈良県告示第四百七十八号による。